

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例  
(平成 16 年 3 月 5 日条例第 4 号)  
(地下室マンション条例)  
及び同解説

令和元年 6 月  
横浜市建築局

## 地下室マンション条例及び同解説 目次

条例・施行規則対照表	1
------------	---

手続きについて	1
---------	---

### 条例の解説

第1条 (目的)	2
第2条 (定義)	3
第3条 (法第50条の規定に基づく地下室建築物の階数の制限)	4
第3条の2 (既存の建築物に対する制限の緩和)	5
第4条 (盛土の制限)	6
第5条 (緑化等の義務)	8
第6条 (工事の着手の届け出)	14
第7条 (工事の完了の検査)	14
第8条 (勧告)	15
第9条 (命令)	15
第10条 (報告等の徴収および立入検査)	15
第11条 (手数料)	16
第12条 (委任)	16
第13条 (罰則)	16
第14条	17
第15条	17
第16条 (両罰規定)	18
附 則	19

### 施行規則の解説

第1条 (趣旨)	21
第2条 (定義)	21
第3条 (緑化等の方法)	22
第4条 (斜面地開発行為に関する工事着手届出書)	30
第5条 (斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認)	31
第6条 (斜面地開発行為立入検査員証)	31
第7条 (委任)	31
附 則	32

## 参考

第1号様式	斜面地開発行為に関する工事着手届出書	32
第2号様式	斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認申請書	34
第3号様式	斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認済証	35
第4号様式	斜面地開発行為立入検査員証	36

## 条例・施行規則対照表

条 例		施行規則
第 1 条	目的	第 1 条 趣旨
第 2 条	定義	第 2 条 定義
第 3 条	法第 50 条の規定に基づく構造の制限	
第 3 条の 2	既存の建築物に対する制限の緩和	
第 4 条	盛土の制限	
第 5 条	緑化等の義務	第 3 条 緑化等の基準
第 6 条	斜面地開発行為の着手の届出	第 4 条 着手の届出
第 7 条	斜面地開発行為の完了の検査	第 5 条 斜面地開発行為基準 適合確認申請書等
第 8 条	勧告	
第 9 条	命令	
第 10 条	報告等の徴収及び立入検査	第 6 条 立入検査証
第 11 条	手数料	
第 12 条	委任	第 7 条 委任
第 13 条	罰則	
第 14 条		
第 15 条		
第 16 条	両罰規定	

## 手続きについて

本条例は、第 2 条において「地下室建築物」と「斜面地開発行為」について定義し、「地下室建築物」に対しては「階数の制限（第 3 条）」を、「斜面地開発行為」に対しては「盛土の制限（第 4 条）」と「緑化等の義務（第 5 条）」を規定しています。

「階数の制限（第 3 条）」については建築基準法第 50 条の規定に基づくものであり、建築確認申請における審査対象となりますので、届出等は必要ありません。

「盛土の制限（第 4 条）」、「緑化等の義務（第 5 条）」については、「斜面地開発行為」が「横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成 17 年 3 月条例第 3 号）」（以下「開発事業調整条例」といいます。）の適用対象となりますので、その手続きの中で審査することとなります。

また、工事着手時には第 6 条の規定により「斜面地開発行為に関する工事着手届出書」の届出を、工事完了時には第 7 条の規定により検査を受け、適合証の交付を受ける必要があります。

# 条例の解説

## 条例

### 【目的】

**第1条** この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第50条の規定に基づき地下室建築物の構造に関する制限について定めるとともに、斜面地開発行為における盛土の制限及び緑化等の義務について定めることにより、地下室建築物と周辺の住環境との調和を図ることを目的とする。

### 【条例の解説】

平成6年の建築基準法改正により、地下室の緩和制度が導入されたことをきっかけに、斜面地周辺の住宅地において、周囲に圧迫感を与える建築物が増加し、周辺住民とのあつれきが多発しました。

そこで、周囲の住環境に与える圧迫感やボリュームの軽減を目的として、

- ① 建築基準法第50条の規定に基づく地下室建築物の構造（階数）の制限
- ② 斜面地開発行為における盛土の制限及び緑化等の義務
- ③ 斜面地開発行為に関する工事の手続
- ④ 罰則規定

を定めた「横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例」を制定しました。

なお、地下室マンション等を対象とする「横浜市建築基準条例」（以下「建築基準条例」といいます。）第4条の5「住宅等の地下室の容積率不算入制度に係る地盤面の指定」にもご注意ください。

## 条例

### 【定義】

**第2条** この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下室建築物 周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える共同住宅、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する建築物で、当該用途に供する部分を地階に有するもの
- (2) 斜面地開発行為 都計法第29条第1項の許可を要する開発行為で、地下室建築物の建築を目的とするもの

### 【条例の解説】

本条は、この条例における用語の意義について規定するとともに、条例の対象を「地下室建築物」及び「斜面地開発行為」として定義したものです。

#### ● 第2項第1号

ここで「周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える」としているのは、一般的には平均地盤面が2つ以上発生することとなり、建築物が斜面地に建つことを示す目安となることによります。

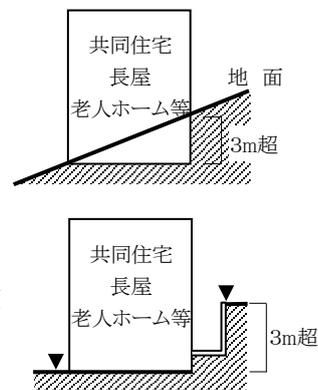
建築物本体と一体的な周壁を有するからぼり等がある場合には、その大きさにかかわらず、からぼりの周壁の外側の地面において「周囲の地面と接する」ものとし、ただし、建築基準法施行令第1条第2号に規定する地階の判定方法及び同施行令第2条第2項に規定する地盤面の設定の方法は、「横浜市建築基準法取扱基準集」によります。

したがって、法第52条第3項に基づく地下室の容積率不算入制度の適用対象の有無は、地下室建築物か否かの判定とは関係ありません。

「共同住宅、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途で、その用途を地階に有するもの」とは、共同住宅、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに附属する用途も含むものとします（例：駐車場、駐輪場、機械室など）。

#### ● 第2項第2号

前号の地下室建築物を予定建築物とする開発行為（都計法第29条第1項の規定による許可を要するものに限る。）を斜面地開発行為とします。



## 条例

### 【法第 50 条の規定に基づく地下室建築物の階数の制限】

**第 3 条** 地下室建築物の階数は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内の高度地区（最高限第 1 種）においては 5 を、第二種低層住居専用地域内の高度地区（最高限第 2 種）においては 6 を超えてはならない。

2 前項の規定は、住戸及び住室の増加を伴わない増築をする場合で、市長が当該地域の環境を害するおそれがないと認めて許可したときは、適用しない。

3 地下室建築物の敷地が高度地区（最高限第 1 種）又は高度地区（最高限第 2 種）の内外にわたる場合における第 1 項の規定の適用については、それぞれの高度地区ごとの地下室建築物の部分を当該地下室建築物とみなす。

## 審査基準

条例第 3 条第 2 項の規定による市長の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 住戸及び住室の用に供する部分の床面積の増加を伴わない増築であること。
- (2) 増築する建築物の位置は、条例第 5 条第 1 項の規定その他建築物の敷地に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定による空地、緑地その他これらに類するもの以外の部分であること。

## 【条例の解説】

本条は、建築基準法第 50 条（用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限）の規定に基づき、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域における建築物の構造に関する制限として、地下室建築物の階数の制限を定めたものです。なお、階数の定義は建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 8 号によります。

### ● 第 1 項

建築物の高さの最高限度が 10m である最高限第 1 種高度地区については、平坦地において、地下室の容積不算入制度を最大限利用した場合、地上 3 階、地下 2 階の合計 5 階までの建築物が可能となります。

そこで、斜面地における地下室建築物の階数（地上階と地下階の合計）についても、平坦地における最大可能な階数である 5 階までとしたものです。また、建築物の高さの最高限度が 12m である最高限第 2 種高度地区については、地上 4 階までの建築物が可能ですので、最高限第 1 種高度地区の制限よりも 1 階多い 6 階までとしたものです。

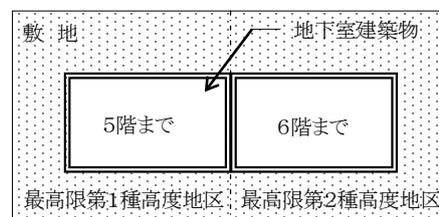
### ● 第 2 項

p.5 の【審査基準の解説】を参照ください。

### ● 第 3 項

地下室建築物の敷地が異なる高度地区にまたがる場合の規定です。

例えば、敷地が最高限第 1 種高度地区と最高限第 2 種高度地区にまたがる場合は、地下室建築物のうち、最高限第 1 種高度地区に属する部分は 5 階まで、最高限第 2 種高度地区に属する部分は 6 階までと、それぞれの部分で判断します。



地下室建築物の敷地が異なる高度地区にまたがる場合

## 【審査基準の解説】

### ● 第1号

条例第3条第1項（階数の制限）の既存不適格建築物については、増築を行う場合、階数の制限が適用されることとなりますが、住戸及び住室の用に供する部分の床面積の増加を伴わない増築については、市長の許可により、階数の制限を適用除外とするものです。

「住戸及び住室の用に供する部分」とは、住戸及び住室の利用のために供されている専用部分とします。従って、住戸及び住室の用に供する部分以外の部分を例示すると次のようになります。

- ・ 共用の廊下又は階段の用に供する部分
- ・ エレベーターシャフトの部分
- ・ トランクルーム、集会室、機械室、電気室、管理人室、ごみ置き場等
- ・ 駐車場、駐輪場

### ● 第2号

条例第5条第1項の規定による空地とは、地下室建築物が周辺の住環境に与える圧迫感を軽減させるために、緑化等を行うために設ける空地であることから、増築する建築物の位置は、その空地以外の部分とするものです。

また、その他建築物の敷地に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定による空地、緑地その他これらに類するものについても、同様とします。

## 条例

### 【既存の建築物に対する制限の緩和】

**第3条の2** 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号並びに法第87条第3項の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

### 【条例の解説】

本条は、前条第1項（階数の制限）の既存不適格建築物を大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更する場合の適用除外規定です。

なお、増築、改築又は移転を伴う場合には、前条第1項の適用は除外されません。

## 条例

### 【盛土の制限】

**第4条** 斜面地開発行為を行う場合は、地下室建築物の延べ面積を増加させることとなる盛土を行ってはならない。ただし、地下室建築物の敷地が道路に接する部分から当該地下室建築物までの通路を確保する目的で行う盛土又は災害防止の目的で行う盛土で、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

## 審査基準

条例第4条の規定により市長がやむを得ないと認めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 地下室建築物までの通路を確保する目的で行う盛土で、次のいずれにも該当するもの

ア 敷地に接する道路から地下室建築物の主要な出入口までの通路を確保する目的で行う盛土であること。なお、地下室建築物の主要な出入口とは、居住者が日常使用する出入口（郵便受け等が設置されているもの、通用口は含まない）を指し、地下室建築物1棟につき一箇所とする。

イ 盛土と地下室建築物が接する長さが3 m以下であること。

(2) 災害防止の目的で行う盛土で、次のいずれにも該当するもの

ア 勾配が45°を超えるがけを改善する目的で行う擁壁の築造に伴う盛土であること。

イ 擁壁は、がけの上端から下端までの範囲内に納まる位置に設置されていること。

ウ 盛土（擁壁本体のうち現況地盤面より上側となる部分を含む）と地下室建築物が接する部分の水平投影長さが3 m以下であること。

### 【条例の解説】

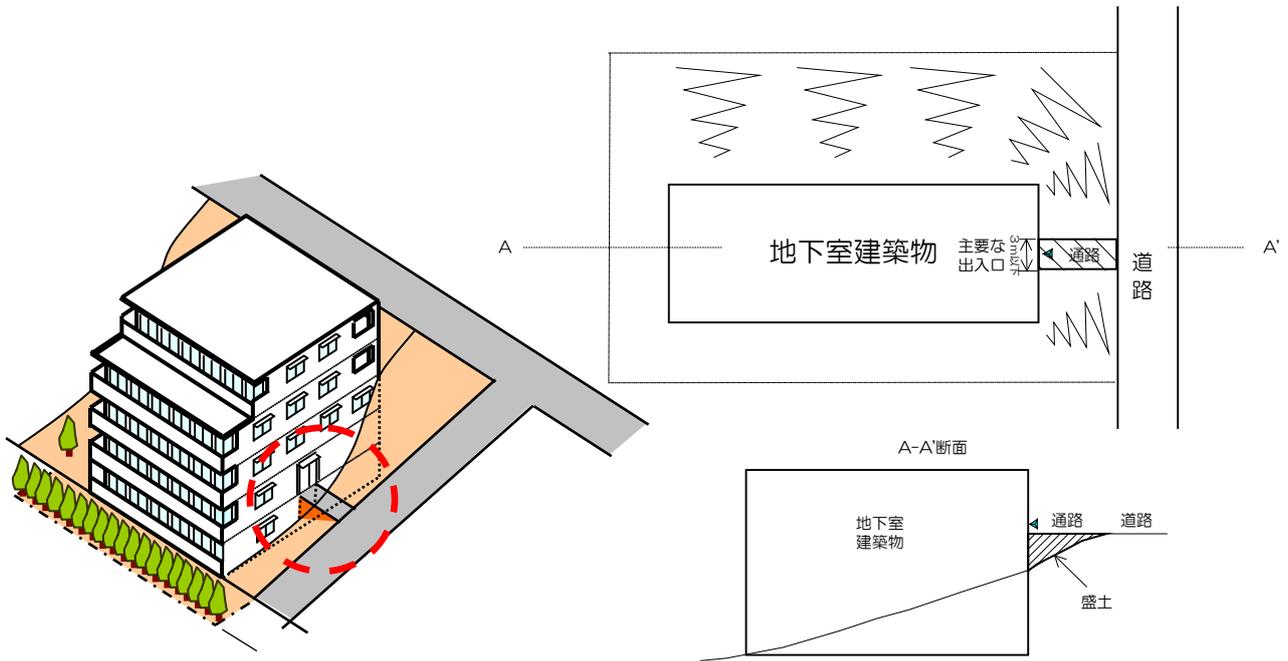
本条は、地方自治法第14条第1項の規定に基づき、斜面地開発行為における盛土の制限を定めたものです。

斜面地開発行為を行う場合は、地下室建築物の延べ面積（各階の床面積の合計）を増加させることとなる盛土を禁止します。これは、容積率不算入となる住宅地下室を増加させる盛土のみをいうものではなく、盛土によって地盤面が高くなった結果、階数増加等の理由で床面積が増加する場合なども含まれます。よって、建築物に接する部分の盛土は行うことはできません。

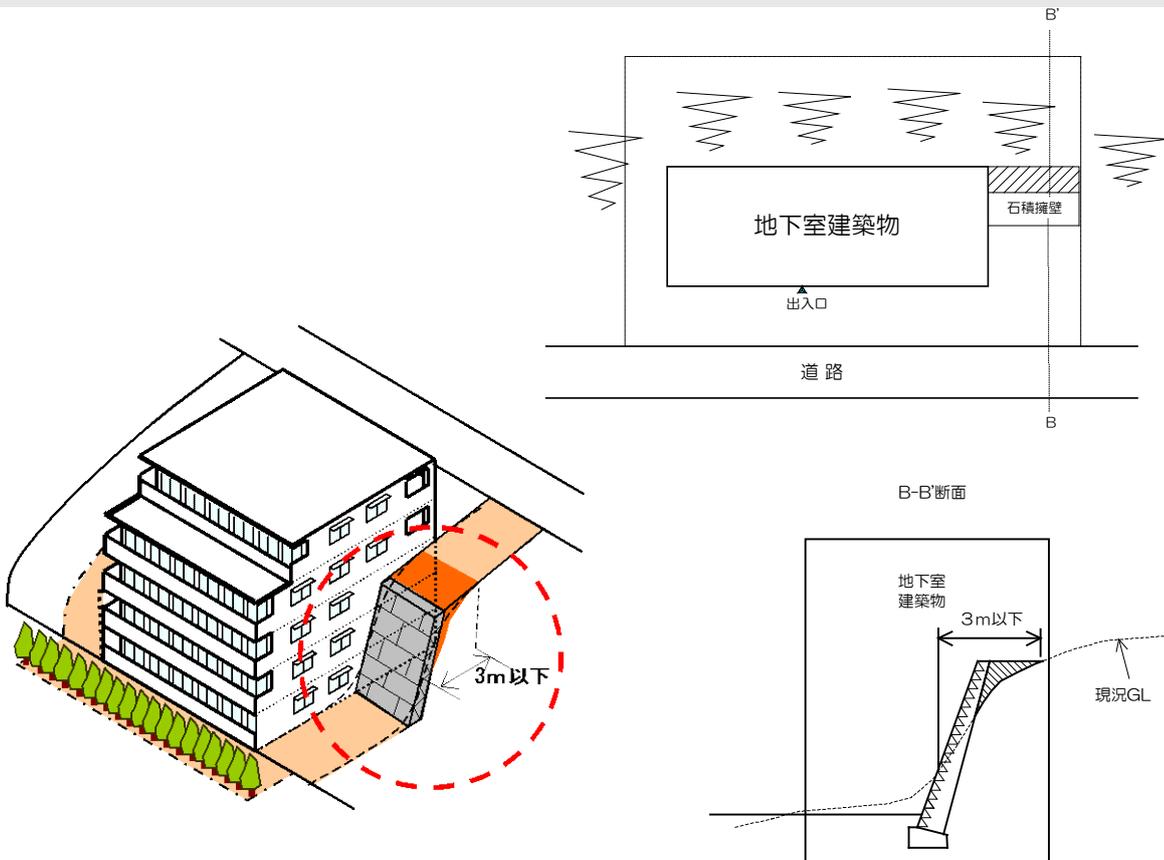
### 【審査基準の解説】

条例第4条の規定により「市長がやむを得ないと認めるもの」を定めています。地下室建築物までの通路を確保する目的で行う盛土及び災害の防止の目的で行う盛土の具体例は p.7 に示す参考図のとおりです。

(1) 地下室建築物までの通路を確保する目的で行う盛土の参考図



(2) 災害防止の目的で行う盛土の参考図



## 条例

### 【緑化等の義務】

**第5条** 斜面地開発行為を行う場合は、地下室建築物の敷地で規則で定める部分に当該敷地の境界線から4メートル以上の幅の空地を設けて、当該空地（通行の必要等のためやむを得ないと市長が認める部分を除く。）において規則で定めるところにより緑化又は既存の樹木の保存（以下「緑化等」という。）を行うものとし、緑化等を行う部分の面積は、当該敷地の面積の10パーセント以上でなければならない。

2 風致地区内において斜面地開発行為を行う場合においては、前項の規定中緑化等を行う部分の面積に係る部分は、適用しない。

### 審査基準

1 地下室建築物の敷地の境界線に接して横浜市建築基準条例第4条の2第2項第1号若しくは同条例第47条第2項第2号の規定による公共の用に供する空地又は横浜市市街地環境設計制度による公開空地等の部分が存する場合において、条例第5条第1項の規定の適用については、地下室建築物の敷地から当該部分を除いた部分と当該部分が接する線を「当該敷地の境界線」とみなす。

2 条例第5条第1項の規定による空地には工作物、駐車場、駐輪場又は遊水池等（地下に設けるものを除く。以下この項において「工作物等」という。）を設置せず、また、当該空地の上部に工作物等を突出させないこと。ただし、条例第5条第1項の規定により通行の必要等のためやむを得ないと市長が認める部分に既に存する工作物等についてはこの限りでない。

3 条例第5条第1項の規定による緑化等を行う部分は、既存の樹木を保存する部分を除き、できる限り平坦な土地とすること。ただし、造成計画上やむを得ない場合にあっては30度以下の勾配とすることができる。

4 条例第5条第1項の規定による緑化等を行う部分の面積の算定にあたっては、当該空地のうち、通行の必要等のためやむを得ないと市長が認める部分を除いた部分の面積のみを算入するものとする。

5 条例第5条第1項の規定による通行の必要等のためやむを得ないと市長が認める部分は、次の各号のいずれかに該当する部分とする。

(1) 敷地の主要な出入口又は自動車用の出入口の通路部分で、次に掲げる条件を満たす部分（道路と敷地に高低差があり、出入口に通ずる通路がトンネル状で、その上部において緑化等を行うことができる部分を除く。）

ア 敷地の主要な出入口及び自動車用の出入口の各1箇所までであること。

イ 幅員が原則3メートル以下であり、その両側に高さが3メートル以上の樹木が配置されていること。

(2) 既存の樹木の保存を行わない土地の部分で、現況で勾配が30度を超え、かつ、造成後の勾配が30度を超えることとなる土地の部分（当該部分を含むこととなる条例第5条第1項による空地の幅を、当該空地に面する地下室建築物の立面における地表面からの高さの最大値と施行規則第3条別表（あ）欄に掲げる地区又は区域ごとに同表（い）欄に掲げる数値との差に4メートルを加えた数値以上の長さとした場合に限る。）

(3) 既存の擁壁の部分

(4) 横浜市建築基準条例第6条第2項の規定による通路（条例第5条第1項の規定による空地と重複する部分の幅が2メートル以下のものに限る。）の部分

(5) 排水施設等を設ける土地の部分

(6) 都計法施行令第25条第2号の規定により道路に存する電柱を移設する場合の、当該電柱の移設予定地の部分

## 【条例の解説】

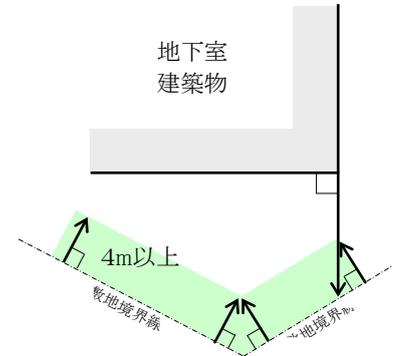
本条は、地方自治法第14条第1項の規定に基づき、斜面地開発行為における緑化等の義務を定めたものです。

### ● 第1項

地下室建築物が周辺の住環境に与える圧迫感を軽減させるために、地下室建築物の敷地境界線から4m以上の幅（水平投影した長さ）の空地を設け、その空地に緑化等を義務づけたものです。緑化等を行う部分の面積は、敷地面積の10%以上です。開発区域面積の10%以上ではありませんので注意が必要です。

また、空地を設ける具体的な部分及び緑化等の方法については規則で定めています。（規則第3条参照 p.22）

空地とは地表面上の空地を指し、屋上緑化や壁面緑化は含みません。空地、緑化等を行う部分及び通行の必要等のためやむを得ないと市長が認める部分については、審査基準のとおり取り扱うこととします。



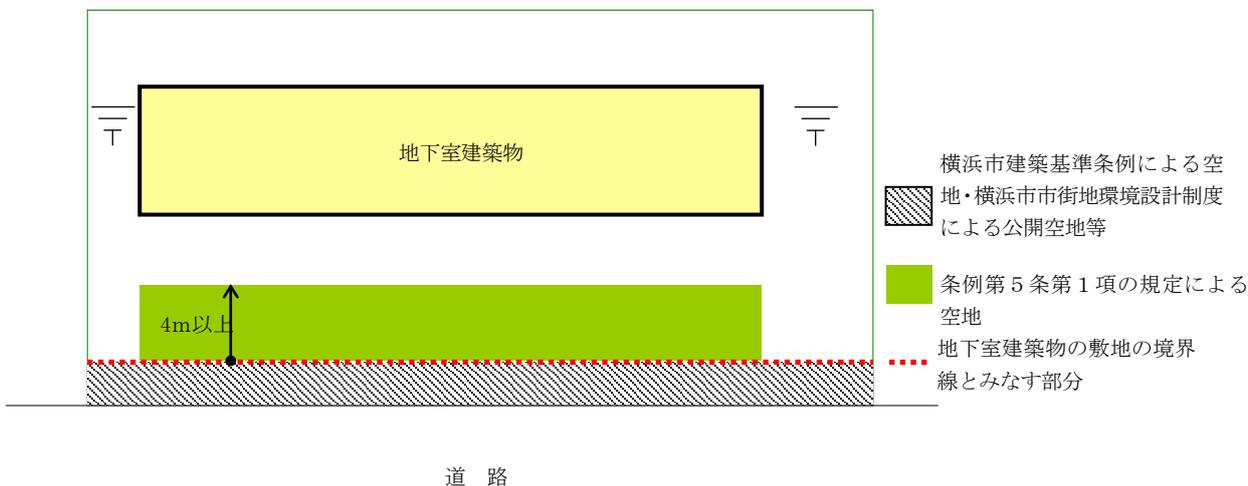
### ● 第2項

風致地区内において斜面地開発行為を行う場合、地下室建築物の敷地は横浜市風致地区条例の規定により緑化等が行われることとなるため、緑化等を行う部分の面積を地下室建築物の敷地の10%以上としなくてもよいとする緩和規定です。この規定は地下室建築物の敷地に対する緑化等を行う部分の面積の割合のみを緩和しているため、第1項の規定による空地を設ける必要があるほか、規則第3条第2項の規定による緑化等を行う必要があります。

## 【審査基準の解説】

### ● 第1項

条例第5条第1項では地下室建築物の敷地の境界線から4m以上の幅の空地を設けることを規定していますが、地下室建築物の敷地内に、横浜市建築基準条例第4条の2第2項の規定による空地や横浜市市街地環境設計制度による公開空地が含まれる場合、これらの部分は地下室建築物の敷地には含まれるものの道路状や歩道状に整備されることとなるため、これらの部分の境界線を地下室建築物の敷地の境界線とみなす規定です。



### ● 第2項

地下室建築物の圧迫感は、地下室建築物の敷地の境界線から空地を設け、当該空地に緑化等を行うことで軽減されることから、空地は緑化等を行うことを前提に整備される必要があります。そこで第2項により、空地には工作物等を設けず、また空地の上部に工作物等が突出しないよう定めています。工作物等のうち、遊水池等の具体例としては、都計法施行令第26条第2号の規定による設けることとなる遊水池及び横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第5号の規定により設けることとなる雨水流出抑制施設が挙げられます。ただし、条例第5条第1項の規定により通行の必要等のためやむを得ないと市長が認める部分に既に存する工作物等についてはこの限りではありません。

### ● 第3項

第3項では、緑化等を行う部分の土地をできる限り平坦な土地（造成計画上やむを得ない場合にあっては、30度以下の勾配の土地）とするよう定めています。この基準は、緑化等により配置された樹木が将来にわたり良好に生育するよう定めたものです。通行の必要等のためやむを得ないと市長が認め、緑化等を行わない部分には適用されません。

### ● 第4項

第4項では、緑化等を行う部分の面積について規定しています。条例第5条第1項の規定による空地が地下室建築物の敷地面積の10%以上設けられていても、本規定により算定した緑化等を行う部分の面積が地下室建築物の敷地面積の10%に満たない場合は、条例第5条第1項の規定に適合しません（風致地区内の斜面地開発行為を除く。）のでご注意ください。

### ● 第5項

第5項では、条例第5条第1項に規定する通行の必要等のためやむを得ないと市長が認める部分の基準を定めています。p.11 から p.13 で各号ごとに解説します。

(1) 敷地の主要な出入口及び自動車用の出入口の通路部分で、次に掲げる条件を満たす部分（道路と敷地に高低差があり、出入口に通ずる通路がトンネル状でその上部において緑化等を行うことができる場合を除く。）

ア 敷地の主要な出入口及び自動車用の出入口の各1箇所までであること。

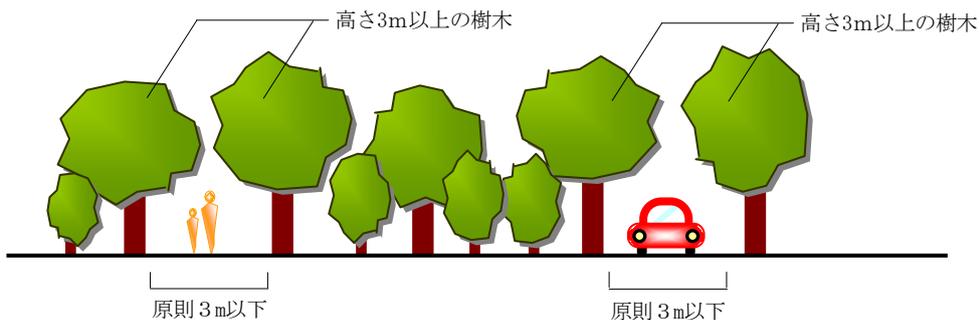
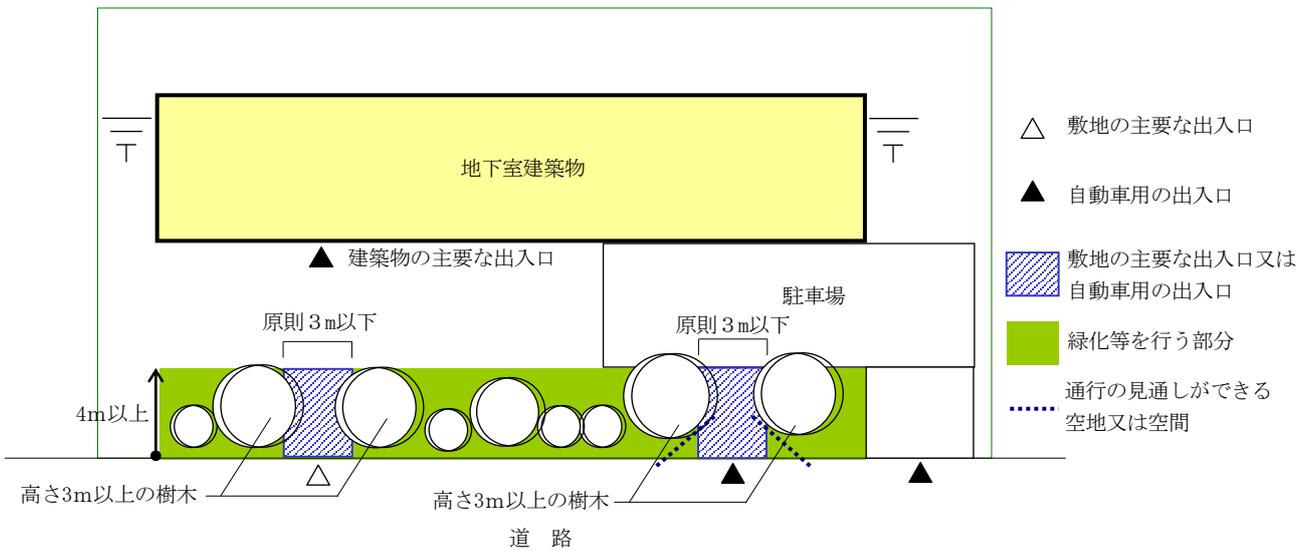
イ 幅員が原則3メートル以下であり、通路部分の両側に高さ3メートル以上の樹木が配置されていること。

ただし書は、トンネル状の場合はその上部において帯状の緑地を形成できるため適用除外とするものです。

アでは、空地内に設ける通路部分は必要最低限とし、敷地の主要な出入口及び自動車用の出入口の各1箇所とすることとしています。空地以外の部分に設ける出入口については、この限りではありません。

条例第5条では帯状に設けた空地を緑化することにより帯状の緑地帯を設けることを前提としているため、イでは、通路部分の幅員の限度を原則3mとしています。よって、駐車場の出入口等で他法令の規定により3mを超える幅員を求められる場合については、空地以外の部分に設ける必要があります。また、通路部分の幅員を規定するとともに、通路部分の両側に枝の張る高木を配置することにより、帯状に緑化する趣旨を極力損なわないようするものです。なお、横浜市建築基準条例第48条第1項の規定の適用を受ける規模の自動車車庫の用途に供する建築物の敷地の自動車用の出入口には、通行の見通しができる空地又は空間を確保する必要があります。

【基準のイメージ図】





(4) 横浜市建築基準条例第6条第2項の規定による通路（条例第5条第1項の規定による空地と重複する部分の幅が2メートル以下のものに限る。）の部分

横浜市建築基準条例第6条では、共同住宅、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する建築物の2方向避難の確保を義務付けており、同条第2項で敷地内の通路の幅員を規定しています。この規定により設ける通路は避難上確保する必要がある通路であるため、当該通路の部分を通行の必要等のためやむを得ないと市長が認める部分とし、緑化等を行わなくてもよいこととしています。

なお、この規定は同項の規定により2m以上の幅の通路を設けることとなったとしても、空地内に含まれる幅は2mまでとなります。ただし、敷地の主要な出入口及び自動車用の出入口の通路部分を空地内に設ける場合については、審査基準第5項第1号の規定により取り扱います。

(5) 排水施設等を設ける土地の部分

傾斜している敷地においては、敷地境界線付近に排水施設等を設置せざるを得ない場合が考えられます。条例第5条第1項の規定による空地は敷地境界線に接する必要があるため、当該空地内に排水施設等を設ける場合には、当該排水施設等を設ける部分を緑化等を行う部分から除くこととします。また、防犯上の観点から敷地境界線に接して設けるフェンス（目隠しフェンス等開放性を有さないものを除く。）及び照明器具も「排水施設等」として取り扱うこととします。

(6) 都計法施行令第25条第2号の規定により道路に存する電柱を移設する場合の、当該電柱の移設予定地の部分

地下室建築物の敷地が接する既存の道路に存する電柱は、都計法施行令第25条第2号の規定により、当該道路から移設しなければならない場合があります。当該電柱の移設先が、周囲の電柱の配置等によりやむを得ず空地内となる場合がありますので、そのような電柱を移設する土地の部分については、緑化等を行う部分から除いています。

## 条例

### 【工事の着手の届出】

**第6条** 斜面地開発行為を行う者（以下「開発事業者」という。）は、当該斜面地開発行為に関する工事に着手しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

### 【条例の解説】

本条は、開発事業者が、斜面地開発行為に着手しようとするときの手続を定めたものです。

開発事業者は、斜面地開発行為に関する工事に着手する前に、市長に「斜面地開発行為に関する工事着手届出書」を提出しなければなりません。（参照 規則第4条 p.30）

## 条例

### 【工事の完了の検査】

**第7条** 開発事業者は、斜面地開発行為に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を受け、当該工事が横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号）第17条第1項の同意を得た斜面地開発行為の計画（当該計画に変更があった場合においては、同条例第20条第1項の同意又は同条第3項の届出に係る変更後の斜面地開発行為の計画）のうち盛土の制限及び緑化等の義務に係る部分（以下「盛土及び緑化等の計画」という。）に適合していることの確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の確認をしたときは、開発事業者に適合証を交付するものとする。

### 【条例の解説】

本条は、斜面地開発行為が完了したときの手続を定めたものです。

#### ● 第1項

開発事業者は、斜面地開発行為に関する工事を完了したときは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項（開発行為に関する工事の完了の検査）の規定による届出の際に、「斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認申請書」を市長に提出しなければなりません。（参照 規則第5条第1項 p.31、第2号様式）

市長は、開発事業者から「斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認申請書」が提出された場合、斜面地開発行為に関する工事が、「開発事業調整条例」第17条第1項の同意を得た斜面地開発行為の計画（計画に変更があった場合は、「開発事業調整条例」第20条第1項の同意又は同条第3項の届出による計画）のうち、盛土の制限及び緑化等の義務に係る部分に適合しているかどうか確認するための検査を行うものとします。

#### ● 第2項

市長は、検査の結果、斜面地開発行為に関する工事が、「開発事業調整条例」の同意又は届出の計画に適合していると確認した場合、開発事業者に「斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認済証」を交付するものとします。

（参照 規則第5条第2項 p.31）

## 条例

### 【勧告】

**第8条** 市長は、斜面地開発行為に関する工事が盛土及び緑化等の計画に適合していないと認めるときは、開発事業者に対して盛土及び緑化等の計画に適合させるために必要な措置をとるよう勧告することができる。

### 【条例の解説】

本条は、斜面地開発行為に関する工事が、「開発事業調整条例」の同意又は届出の内容に適合していないと市長が認めた場合に、市長が開発事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告できることを定めたものです。

## 条例

### 【命令】

**第9条** 市長は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

### 【条例の解説】

本条は、前条の勧告を受けた開発事業者が正当な理由がなく勧告に従わない場合に、市長が開発事業者に対し、勧告に従うよう命令できることを定めたものです。

## 条例

### 【報告等の徴収及び立入検査】

**第10条** 市長は、前2条の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、開発事業者又は斜面地開発行為に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）から工事の状況等について必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして斜面地開発行為の区域内に立ち入らせ、当該工事の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### 【条例の解説】

本条は、市長が勧告又は命令を行うために、開発事業者又は斜面地開発行為に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）（以下、「開発事業者等」という。）に対し、工事の状況等の報告や資料の提出を求めること、又、市職員に工事の状況等の立入検査を行わせることができることを定めたものです。

#### ● 第1項

開発事業者等は、市長から工事の状況等の報告を求められた場合は、「斜面地開発行為工事状況等報告書」を提出するものとします。

#### ● 第2項

立入検査を行う市職員は、「斜面地開発行為立入検査員証」を携帯し、関係人に提示しなければならないものとします。  
(参照 規則第6条 p.31)

## 条例

### 【手数料】

第 11 条 第 3 条第 2 項の規定に基づく許可を受けようとする者は、申請の際、1 件につき 27,000 円の手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

### 【条例の解説】

本条は、許可申請の手数料を定めたものです。

## 条例

### 【委任】

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【条例の解説】

本条は、この条例の施行に関しての基準等を規則に委任することを定めたものです。

## 条例

### 【罰則】

第 13 条 第 9 条の規定による命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

### 【条例の解説】

本条は、この条例の実効性を確保するため、第 4 条の規定による盛土の制限と第 5 条の規定による緑化等の義務に関して、第 9 条の規定による市長の是正命令に違反した者に対する罰則を定めたものです。

## 条例

**第 14 条** 第 3 条第 1 項の規定に違反した場合における当該地下室建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該地下室建築物の工事施工者）は、500,000 円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

### 【条例の解説】

本条は、建築基準法第 105 条の規定に基づき、この条例の実効性を確保するため、第 3 条第 1 項の規定による地下室建築物の階数の制限に違反した者に対する罰則を定めたものです。罰則の対象となる者は、

- ① 地下室建築物の設計者
- ② 工事施工者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合）
- ③ 建築主（違反が建築主の故意によるものである場合）

です。

なお、地下室建築物の階数の制限は、建築基準法第 50 条に基づく規定となるため、階数の制限に違反した場合は、本条の罰則とともに、建築基準法第 9 条の違反是正命令の対象となります。その命令に従わない場合は、建築基準法第 98 条の規定により、1 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金が適用されます。

## 条例

**第 15 条** 第 10 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対し、これに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出を行い、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

### 【条例の解説】

本条は、この条例の実効性を確保するため、第 10 条第 1 項の規定による報告等の徴収及び立入検査に違反した者に対する罰則を定めたものです。

なお、地下室建築物の階数の制限に関する報告等の徴収及び立入検査については、建築基準法第 12 条第 5 項及び第 6 項に規定されていることから、報告等の徴収及び立入検査に違反した場合は、建築基準法第 102 条の規定により、30 万円以下の罰金が適用されます。

## 条例

### 【両罰規定】

**第 16 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

### 【条例の解説】

本条は、この条例の実効性を確保するため、前 3 条の両罰規定を定めたものです。

条例に違反する行為については、その行為を行うものが個人である場合、あるいは行っている者の意志ではなく、その所属する組織の命令に基づき行う場合等、その性質上、その違反者たる自然人を罰するだけでは、条例の実効性を確保できない場合があります。そのため、現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人又は自然人（個人事業者等）に対しても罰則を課すものとします。

## 条例の附則

附 則 （平成 16 年 3 月条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、第 3 条の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の日前に都計法第 29 条第 1 項の許可の申請を行った斜面地開発行為については、第 4 条から第 6 条までの規定は、適用しない。

附 則 （平成 18 年 3 月条例第 31 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市建築基準条例、横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、横浜市特別工業地区建築条例、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例及び横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 （平成 27 年 5 月条例第 40 号） 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

3 第 2 条の規定による改正後の横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例の規定は、施行日以後に建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手する老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの及びその敷地（施行日前に横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号）第 13 条第 1 項の規定による開発事業計画書の提出を行った同条例第 2 条第 2 号アの開発行為に係る老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの及びその敷地を除く。）について適用する。

附 則 （令和元年 6 月条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。（公布の日：令和元年 6 月 14 日）

## 審査基準の附則

（施行期日）

1 条例第 3 条、第 4 条及び第 5 条の審査基準は、平成 28 年 2 月 1 日から適用する。

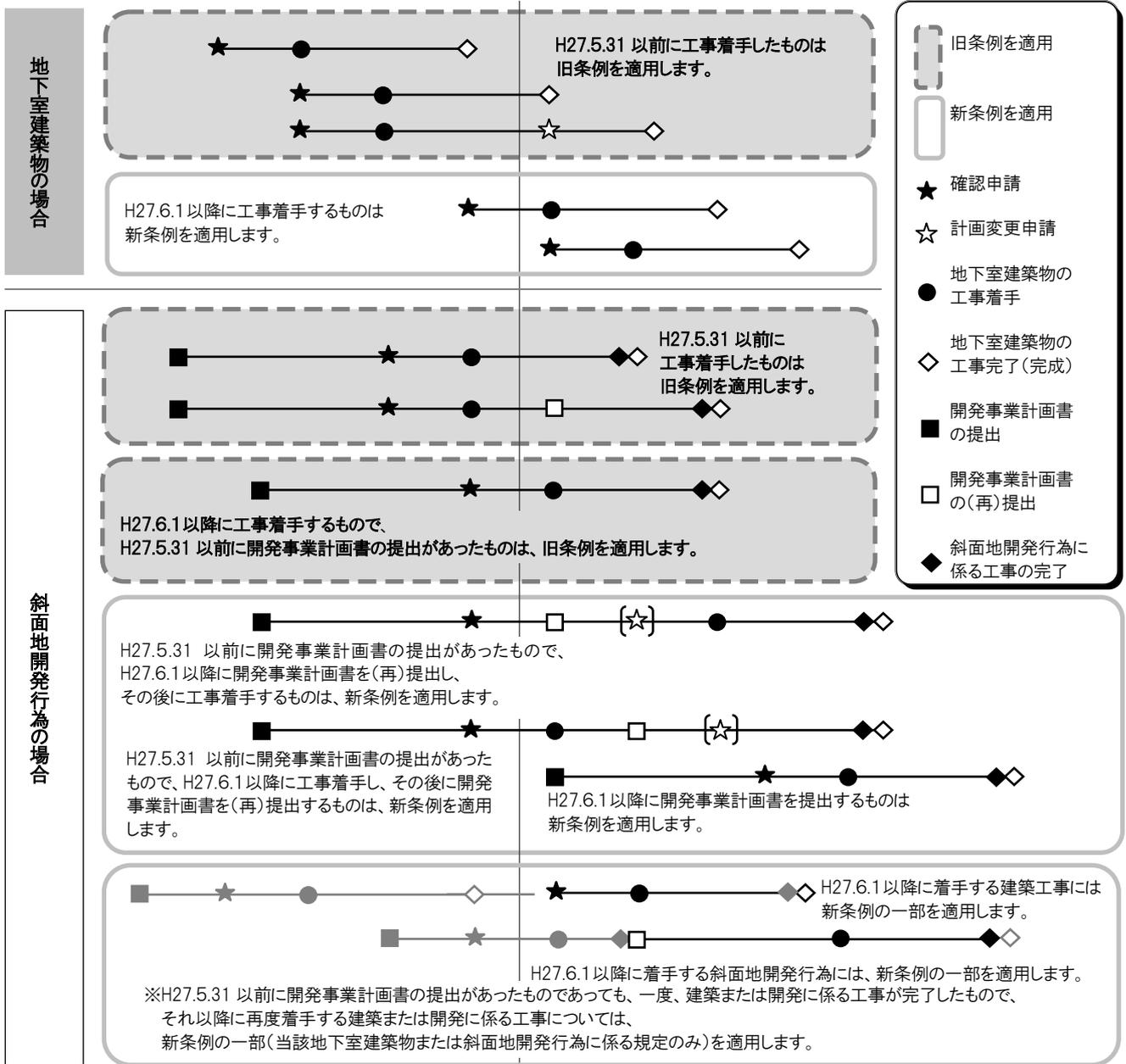
## 【附則（平成 27 年 5 月条例第 40 号）の解説】

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例（平成 27 年 5 月条例第 40 号）附則第 3 項では経過措置を定めており、「第 2 条の規定による改正」は横浜市手数料条例等の一部を改正する条例（平成 27 年 5 月条例第 40 号）の第 2 条を指します。

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例（平成 27 年 5 月条例第 40 号）による本条例の改正後の経過措置については p.20 の参考図をご参照ください。なお、共同住宅又は長屋の用途に供する建築物については、横浜市手数料条例等の一部を改正する条例（平成 27 年 5 月条例第 40 号）による改正後も従前のおり本条例の適用対象となります。

附則（平成 27 年 5 月条例第 40 号）第 3 項による経過措置の参考図

施行日（6/1）



# 施行規則の解説

## 規則

### 【趣旨】

**第1条** この規則は、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 【規則の解説】

本規則は、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（以下「条例」といいます。）の施行に関し必要な事項として、①緑化等の義務（条例第5条）における緑化等の方法、②斜面地開発行為に関する工事における書類等の様式を定めたものです。

## 規則

### 【定義】

**第2条** この規則における用語の意義は、条例の例による。

### 【規則の解説】

本条は、この規則における用語の意義を、条例第2条に規定する用語の意義と同じものとして規定したものです。

## 規則

### 【緑化等の方法】

第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める部分は、次のとおりとする。

- (1) 地下室建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が地表面と接する部分（当該部分の上部が張り出した形態の建築物にあっては、張り出した部分の外壁又はこれに代わる柱の面を地表面に向かって水平投影し、地表面と接する部分。以下「外壁面」という。）のうちその敷地の最も低い位置に存する部分と当該部分が面する敷地の境界線との間の部分
- (2) 前号に規定する部分以外の部分で、地下室建築物のうち当該地下室建築物の立面における地表面からの高さが別表（あ）欄に掲げる地区又は区域ごとに、同表（い）欄に掲げる数値を超える部分の外壁面と当該外壁面が面する敷地の境界線との間の部分
- (3) 前2号に規定する部分のほか、地下室建築物の敷地のうち市長が別に指定する部分

2 条例第5条第1項の規定による緑化又は既存の樹木の保存は、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、前項第3号の規定により市長が別に指定する部分については、第1号の規定は、適用しない。

- (1) 地下室建築物の敷地の境界線に接し、帯状に配置すること。
- (2) 条例第5条第1項の空地20平方メートルにつき高さが3メートル以上の樹木を1本以上、高さが1メートル以上3メートル未満の樹木を5本以上植えること。

#### (別表)

(あ)	(い)
高度地区（最高限第1種）	10メートル
高度地区（最高限第2種）	12メートル
高度地区（最高限第3種）	15メートル
高度地区（最高限第4種）	20メートル
高度地区（最高限第5種）	20メートル
高度地区（最高限第6種）	20メートル
高度地区（最高限第7種）	31メートル
市街化調整区域	10メートル

## 審査基準

- 1 地下室建築物と構造上一体となる土留め構造物の部分については、規則第3条第1項第1号の規定による地下室建築物の外壁又はこれに代わる柱の面と取扱うものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する部分が地下室建築物の敷地の境界線に接して存する場合において、規則第3条第2項第1号の適用については、地下室建築物の敷地から当該部分を除いた部分と当該部分が接する線を「地下室建築物の敷地の境界線」とみなす。
  - (1) 条例第5条第1項の規定による通行の必要等のためやむを得ないと市長が認める部分
  - (2) 横浜市建築基準条例第4条の2第2項第1号又は同条例第47条第2項第2号の規定による公共の用に供する空地
  - (3) 横浜市市街地環境設計制度における公開空地等の部分
- 3 地下室建築物の敷地内において高さ5メートル以上の樹木の集団を保存する場合の、当該樹木の集団の樹冠の水平投影部分と条例第5条第1項に規定する空地とが重複する部分については、規則第3条第2項各号の規定は適用しない。
- 4 規則第3条第2項第2号中「高さ3メートル以上の樹木を1本以上、高さが1メートル以上3メートル未満の樹木を5本以上」とあるのは、次の各号のいずれかとすることができる。
  - (1) 高さ3メートル以上の樹木を2本以上
  - (2) 高さ1メートル以上3メートル未満の樹木を10本以上

- 5 規則第3条第2項第2号中「植える」とあるのは、既存の樹木を保存又は移植する場合を含むものとする。
- 6 規則第3条第2項第2号の規定により樹木を植えることとなる部分の表土は次の各号のとおりとすること。
  - (1) 厚さを100センチメートル(高さ3メートル以上の樹木を植えることとなる部分にあつては、150センチメートル)以上とすること。
  - (2) 幅を50センチメートル(高さ3メートル以上の樹木を植えることとなる部分にあつては90センチメートル)以上とすること。
- 7 規則第3条第2項第2号の規定により植えることとなる樹木は根付くまで支柱を設置すること。

### **指導基準**

- 1 地下室建築物の敷地内の既存樹木はできる限り保存するものとし、保存できない場合は移植等を検討すること。
- 2 条例第5条第1項の規定による緑化等を行う部分は縁石、柵その他これらに類するものにより区域を明示すること。

### **【規則の解説】**

本条は、

- ① 条例第5条第1項に規定する規則で定める部分(以下「規則で定める部分」といいます。)
- ② 条例第5条第1項に規定する規則で定める緑化又は既存の樹木の保存(以下「緑化等」といいます。)の方法を定めたものです。

● 第1項第1号

第1号で規定する部分は、地下室建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が地表面と接する部分（以下「外壁面」といいます。）でその敷地の最も低い位置に存する部分と当該部分が面する敷地の境界線との間の部分とし、その部分には4m以上の幅の空地を設けます。（図-1）

また、図-2のように、地下室建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が地表面と接する部分の上部が張り出した形態の建築物にあっては、張り出した部分の外壁又はこれに代わる柱の面を地表面に向かって水平投影し、地表面と接する部分を「外壁面」とします。

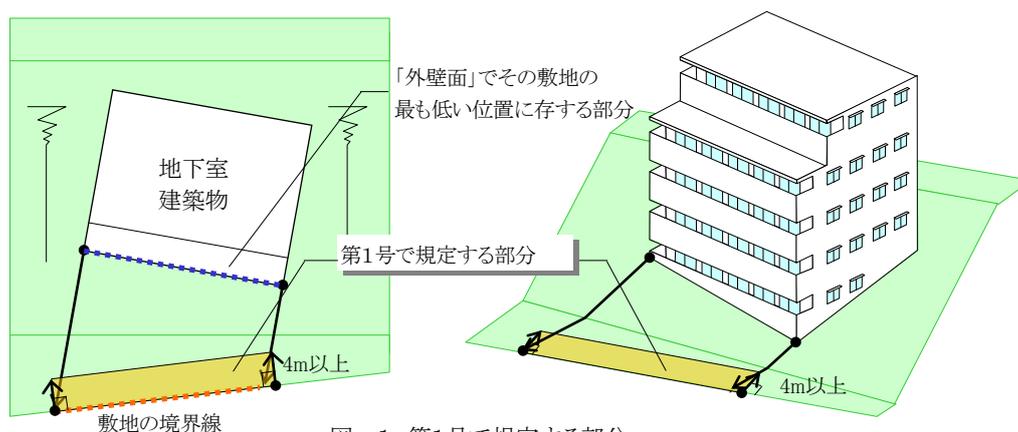


図-1 第1号で規定する部分

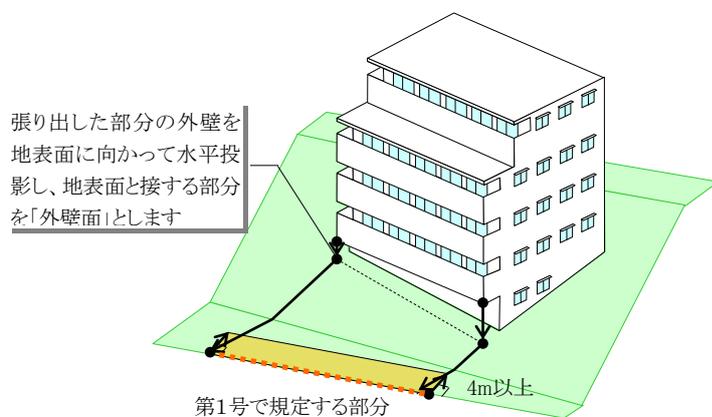


図-2 地表面と接する部分の上部が張り出した形態の建築物の場合

● 第1項第2号

「地下室建築物の立面における地表面からの高さ」とは、いわゆる建築物の（見付け高さ）のことをいいます。

建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さ（平均地盤面からの高さ）ではなく、地下室建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が地表面と接する部分からの高さをいいます（図-3）。

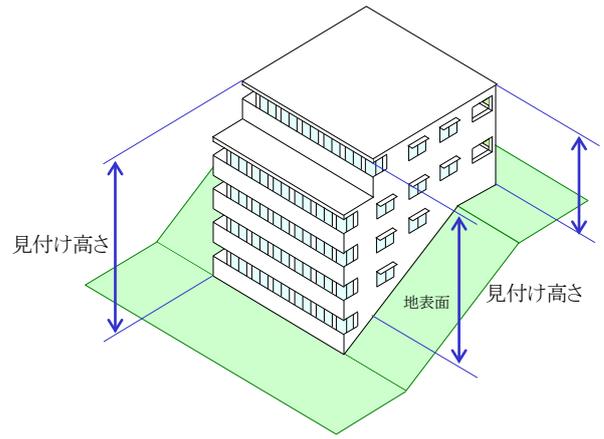


図-3 地下室建築物の立面における地表面からの高さ

「別表（い）欄に掲げる数値を超える部分」（以下「超過部分」といいます。）とは、例えば高度地区（最高限第1種）の場合、見つけ高さが10mを超える部分（図-4）のことをいいます。

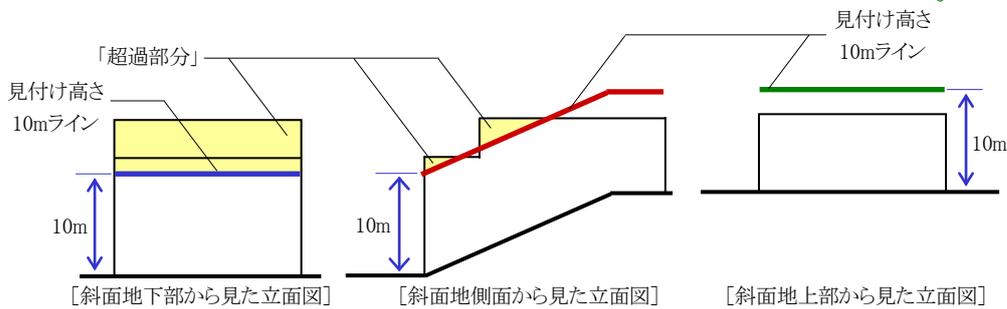
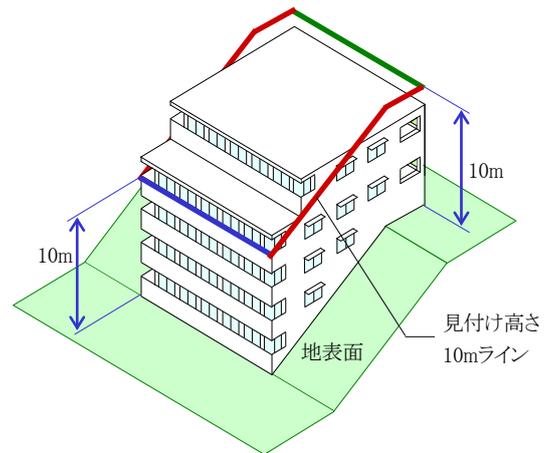


図-4 超過部分(高度地区(最高限第1種)の場合)

第2号で規定する部分は、第1号に規定する部分以外の部分で、立面における「超過部分」の「外壁面」と当該部分が面する敷地の境界線との間の部分とし、4m以上の幅の空地を設けます。（図-5）

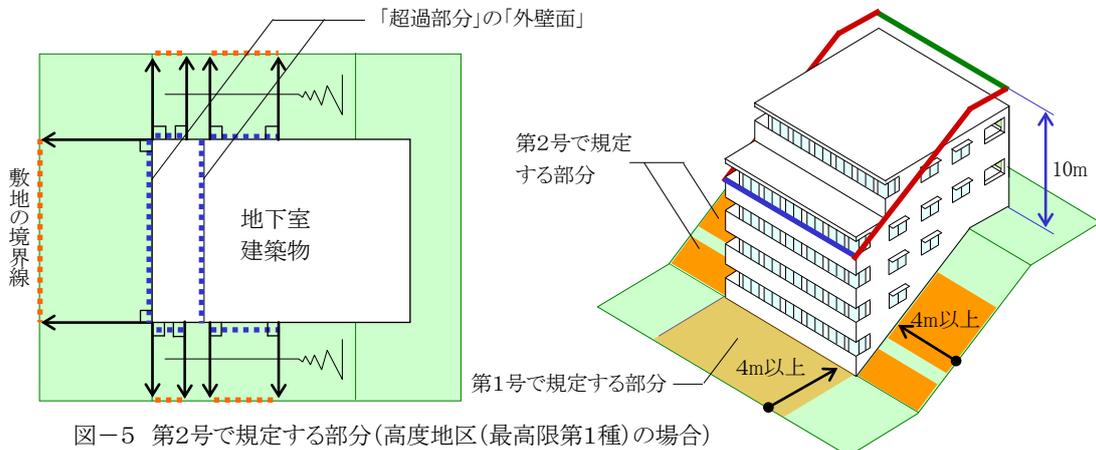


図-5 第2号で規定する部分(高度地区(最高限第1種)の場合)

● 第1項第3号

以下の場合において、「規則で定める部分」として、市長が別に指定します。

(1) 条例第5条第1項の規定による緑化等を行う部分の面積が地下室建築物の敷地面積の10%未満の場合

条例第5条第1項において、緑化等を行う部分の面積を地下室建築物の敷地面積の10%以上設け、当該部分に緑化等を行うことを義務付けていますので、緑化等を行う部分の面積が地下室建築物の敷地面積の10%に満たない場合は、緑化等を行う部分の面積を地下室建築物の敷地面積の10%以上とするために、第1号及び第2号に規定する部分のほかに、「規則で定める部分」を市長が別に指定します。

この場合、市長が指定する部分としては、第1号及び第2号に規定する部分に隣接した部分など斜面地の下部において地下室建築物が周辺の住環境に与える圧迫感を軽減するために有効な部分等とします。(図-6)

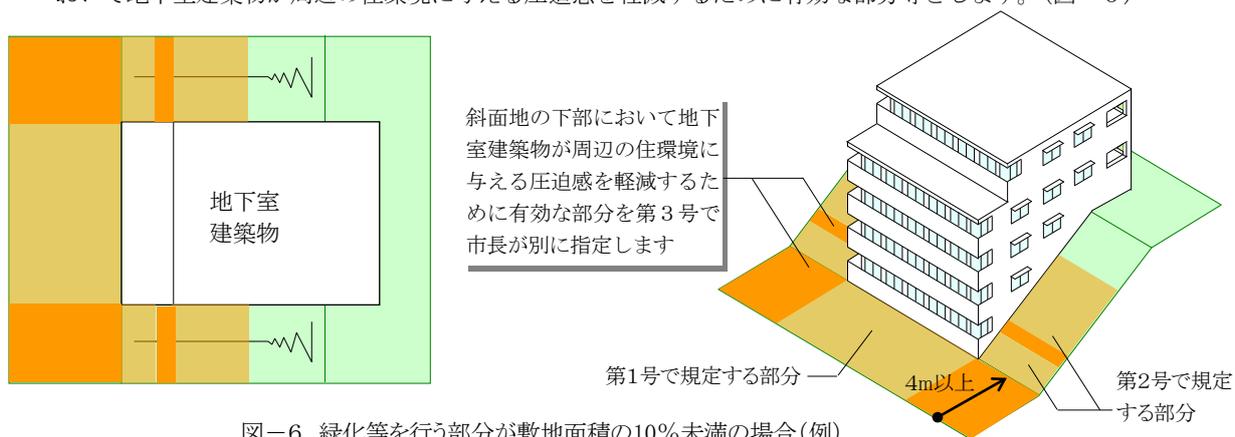
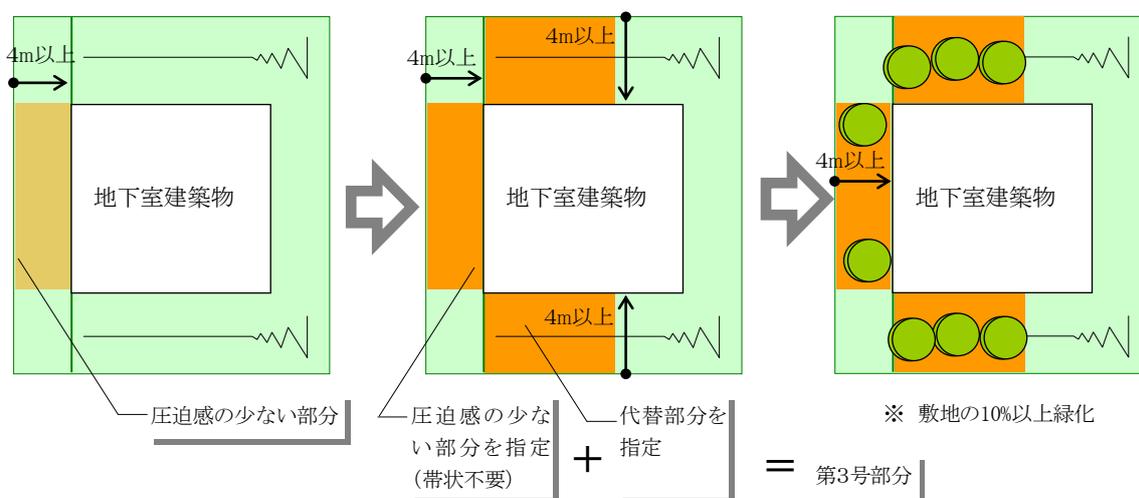


図-6 緑化等を行う部分が敷地面積の10%未満の場合(例)

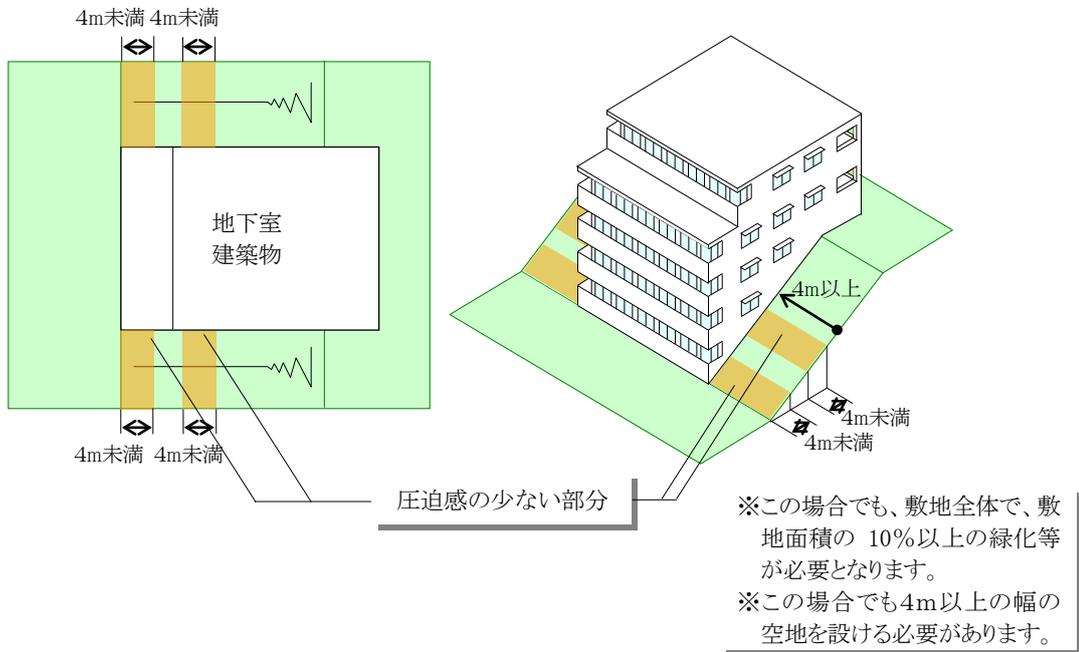
(2) 第1号及び第2号で規定する部分が、地下室建築物が周辺の住環境に与える圧迫感の少ない部分として考えられる場合

第1号及び第2号で規定する部分が、地下室建築物が周辺の住環境に与える圧迫感の少ない部分(次の①~④のいずれかに該当する場合)(以下「圧迫感の少ない部分」といいます。)として考えられる場合は、第1号及び第2号で規定する部分に、帯状緑化をする必要のない部分として第3号で規定する部分を指定します。



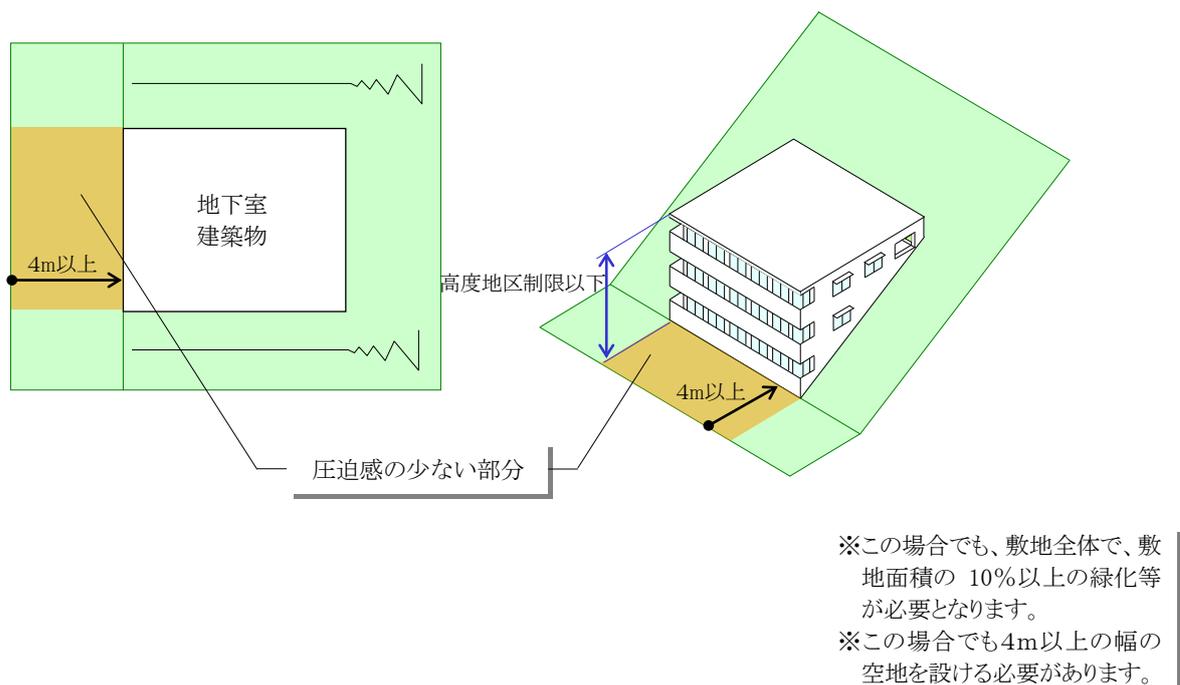
① 第1号又は第2号の規定に該当する「外壁面」の長さが4m未満の場合

「外壁面」の長さが4mに満たない場合は立面における「超過部分」が少ないため、圧迫感の少ない部分としています。  
 なお、第1号及び第2号に規定する部分に隣接した部分を第3号に規定する空地として指定した場合はこの限りではありません。



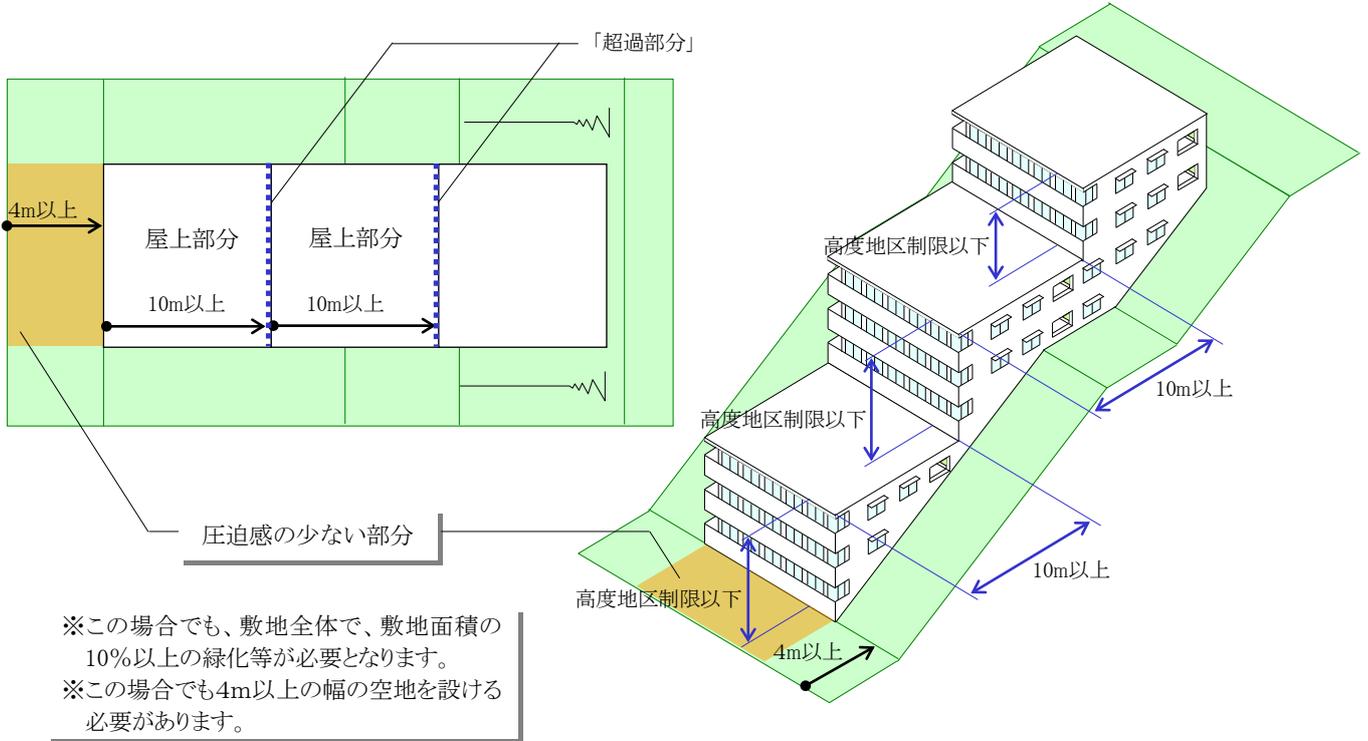
② 第1号で規定する部分に面する地下室建築物の見付け高さが、別表（あ）欄に掲げる地区又は区域ごとに、同表（い）欄に掲げる数値を超えない場合

第1号に規定する部分は地下室建築物の外壁面でその敷地の最も低い位置に存する部分と当該部分が面する敷地の境界線との間の部分に指定されますが、地下室建築物の高さが低い場合は圧迫感が少ないものと判断します。



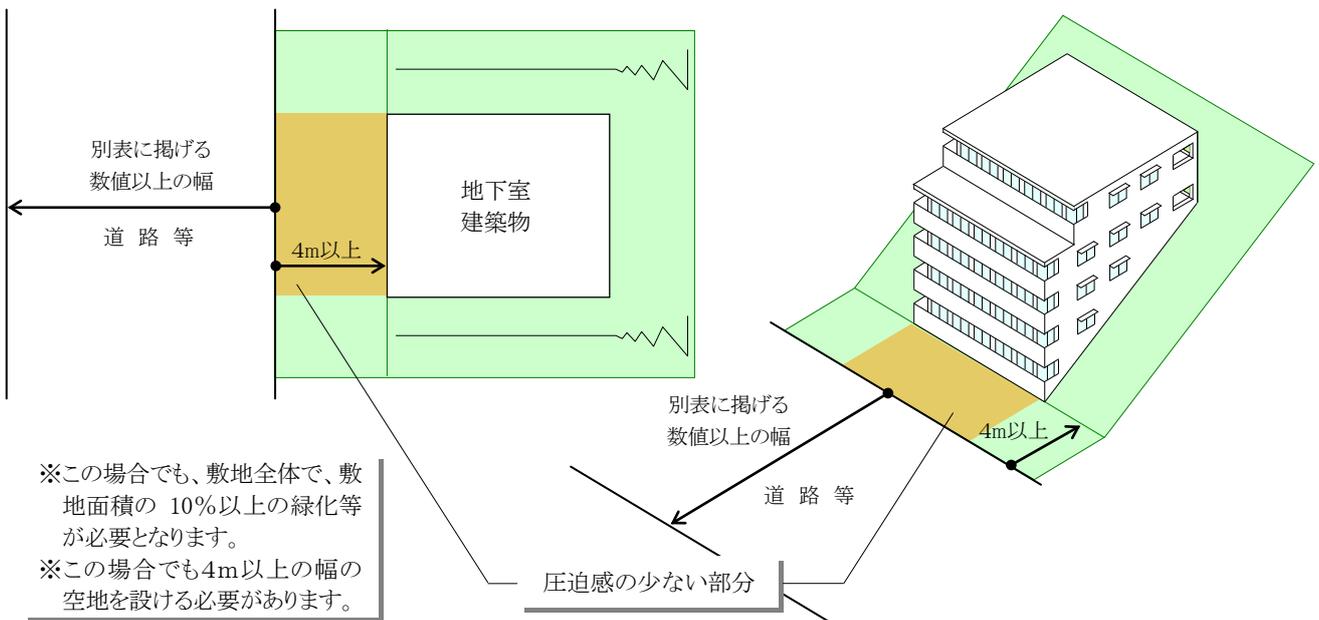
③ 立面における「超過部分」を含む外壁等の面の下端に、当該外壁等の面から第1号又は第2号で規定する部分の方向に10m以上の屋上部分がある場合

②に加え、立面における「超過部分」が十分にセットバックしている場合については圧迫感が少ないものと判断します。



④ 別表（あ）欄に掲げる地区又は区域ごとに同表（い）欄に掲げる数値以上の幅の道路、水面、線路敷、公園、広場その他これらに類するものに面する場合

第1号又は第2号に規定する部分に接する道路等に十分な距離がある場合、地下室建築物による圧迫感は少ないものと判断します。



● 第2項

本項は、条例第5条第1項に規定する緑化等の方法を定めたものです。

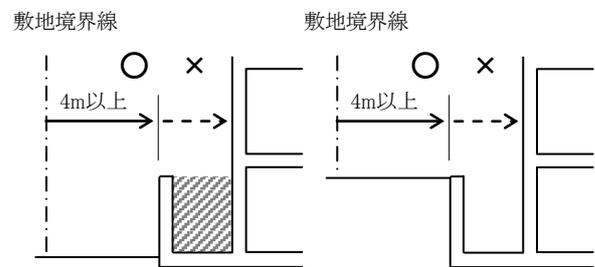
第1号は、地下室建築物が周辺に与える圧迫感を軽減させるために、樹木を敷地の境界線に接し、連続して帯状に配置することを定めたものです。なお、この規定は、前項第3号の規定により市長が別に指定する部分については、適用しません。

第2号は、樹木の配置をまとまりのある形態とするために、樹木の必要本数を定めたものです。樹木の必要本数は条例第5条第1項の規定による空地 20㎡につき高さ3m以上の樹木を1本以上、かつ、高さ1m以上3m未満の樹木を5本以上植えることとしていますが、ここでいう空地の面積には通行の必要等のためやむを得ないと市長が認める部分は含まれません。また、樹木にはつる性木本及びタケ・ササ類のものは含まないこととします。

【審査基準の解説】

● 第1項

本項では、地下室建築物と構造上一体となる土留め構造物の部分を「地下室建築物の外壁又はこれに代わる柱の面」と取扱う規定です。規則第3条第1項第1号及び第2号の規定により、条例第5条第1項の規定による空地は地下室建築物の敷地の境界線から「地下室建築物の外壁又はこれに代わる柱の面」までの間の部分に設ける必要があるため、地下室建築物と構造上一体となる土留め構造物の部分は空地に含めることはできません。



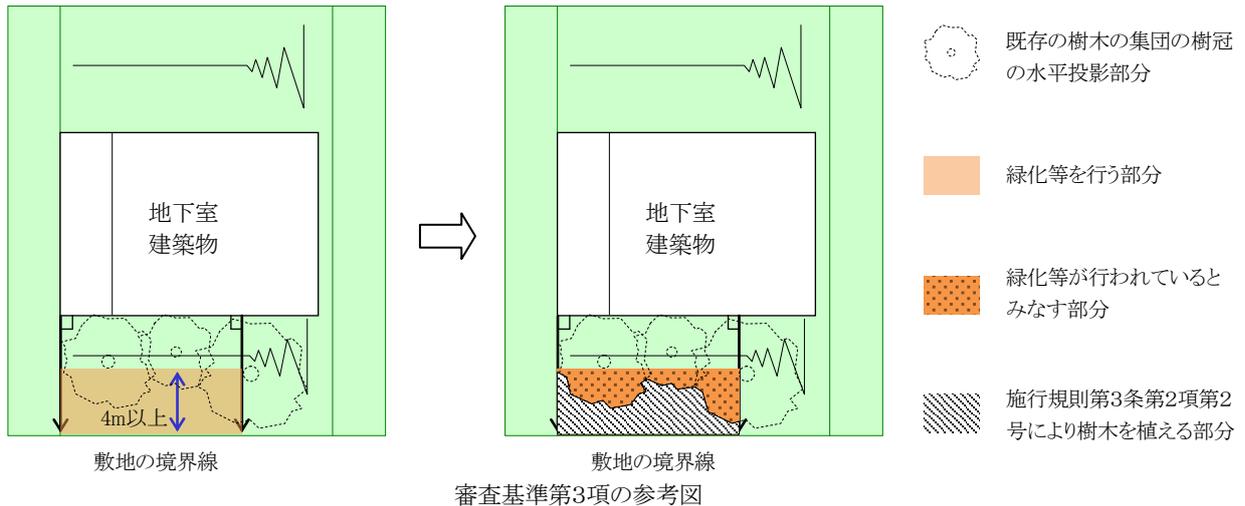
● 第2項

規則第3条第2項第1号では、地下室建築物の敷地の境界線に接して樹木を配置するよう定めています。しかし、排水施設等敷地の境界線付近に設けざるを得ないケース(審査基準第3項第1号の参考図 参照)が想定されるため、本項各号に該当する部分が地下室建築物の敷地の境界線に接して設けられる場合には、当該部分を敷地の境界線とみなすよう規定したものです。

● 第3項

本項では、地下室建築物の敷地内における高さ5m以上の健全な既存樹木の集団の樹冠の水平投影部分は、既に緑化等が行われているものとみなすことができると考えられることから、規則第3条第2項各号の規定により緑化等を行わなくてもよいこととしています。

なお、当該部分は既に緑化等が行われているものとみなすため、緑化等を行う部分の面積には算入することができます。また、当該部分の面積は施行規則第3条第2項第2号の規定による樹木の必要本数の算定に係る空地の面積に算入しなくてもよいこととします。(審査基準第3項の参考図 参照)



● 第4項

本項では、規則第3条第2項第2号で定める樹木の本数について、高さ3メートル以上の樹木1本につき高さ1メートル以上3メートル未満の樹木5本に換算することができる旨の規定です。ただし、条例第5条の審査基準第5項第1号イにより通路部分の両側に配置する樹木は高木でなければなりませんのでご注意ください。

● 第5項

本項では、規則第3条第2項第2号において樹木を植えることを規定していることについて、既存の樹木を保存又は移植する場合も含むことを規定しています。これは保存又は移植も新たに樹木を植えることと同様に、地下室建築物の圧迫感の軽減に寄与することが期待できるためです。

● 第6項

本項では将来にわたり樹木が良好に生育するよう、樹木を植えることとなる部分の土の厚さ及び幅の最低限度を定めています。

● 第7項

本項では将来にわたり樹木が良好に生育するよう、樹木が根付くまで支柱を設置することを定めています。

**【斜面地開発行為に関する工事着手届出書】**

**第4条** 条例第6条の届出は、斜面地開発行為に関する工事着手届出書（第1号様式）により行うものとする。

**【規則の解説】**

本条は、斜面地開発行為に関する工事に着手する際に、「斜面地開発行為に関する工事着手届出書」を提出することを定めたものです。

#### 【斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認】

**第5条** 条例第7条第1項の確認を受けようとする者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の届出の際に、斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第2項の適合証は、斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認済証（第3号様式）とする。

#### 【規則の解説】

本条は、斜面地開発行為に関する工事を完了したときの手続を定めたものです。

##### ● 第1項

開発事業者は、斜面地開発行為に関する工事を完了したときは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項（開発行為に関する工事の完了の検査）の届出の際に、「斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認申請書」を市長に提出しなければなりません。

##### ● 第2項

斜面地開発行為に関する工事が、「開発事業調整条例」の同意又は届出の計画に適合していると確認した場合、市長は、開発事業者に「斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認済証」を交付するものとします。

#### 【斜面地開発行為立入検査員証】

**第6条** 条例第10条第2項の身分を示す証明書は、斜面地開発行為立入検査員証（第4号様式）とする。

#### 【規則の解説】

条例第10条に規定する立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、「斜面地開発行為立入検査員証」とします。

#### 【委任】

**第7条** この規則の施行に関し必要な事項は、建築局長が定める。

#### 【規則の解説】

本条は、この規則の施行に関し必要な事項は、建築局長が基準等として定めることができると規定したものです。

## 附則

附 則 （平成 16 年 4 月規則第 54 号）

この規則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月規則第 70 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月規則第 29 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

## 審査基準の附則

(施行期日)

1 施行規則第 3 条の審査基準は、平成 28 年 2 月 1 日から適用する。

## 斜面地開発行為に関する工事着手届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例第6条の規定により次のとおり届け出ます。

1	横浜市開発事業の調整等に関する条例第17条第1項又は第20条第1項の同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	開発許可年月日及び番号	年 月 日 横浜市 指令第 号
3	開発区域に含まれる地域の名称	
4	工事着手予定年月日	年 月 日
5	工事完了予定年月日	年 月 日
6 現場 管理者	氏 名	
	住 所	
	資格・免許等	
	電話番号	
※ 受付 処理 欄		

- (注意) 1 届出者の住所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。  
2 ※印のある欄は、記載しないでください。

## 斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例第7条第1項の規定により斜面地開発行為に関する工事が斜面地開発行為の計画に適合していることの確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1	横浜市開発事業の調整等に関する条例第17条第1項又は第20条第1項の同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	開発許可年月日及び番号	年 月 日 横浜市 指令第 号
3	開発区域に含まれる地域の名称	
4	工事完了年月日	年 月 日
※	受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※	検査年月日	年 月 日
※	検査結果	合 ・ 否
※	計画適合確認済年月日及び番号	年 月 日 第 号

- (注意) 1 申請者の住所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。  
2 ※印のある欄は、記載しないでください。

第 年 月 日 号

### 斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認済証

住所

氏名 様

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

横浜市長



年 月 日に計画適合確認申請のありました斜面地開発行為に関する工事については、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例第7条第1項の規定により斜面地開発行為の計画に適合していることを確認しました。

1	横浜市開発事業の調整等に関する条例第17条第1項又は第20条第1項の同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	開発許可年月日及び番号	年 月 日 横浜市 指令第 号
3	計画適合確認申請の受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
4	開発区域に含まれる地域の名称	

(A4)

（表）

第 号

斜面地開発行為立入検査員証

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例第10条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

横浜市長



(A7)

（裏）

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（抜粋）

（報告等の徴収及び立入検査）

第10条 市長は、前2条の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、開発事業者又は斜面地開発行為に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）から工事の状況等について必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして斜面地開発行為の区域内に立ち入らせ、当該工事の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。